

(案)

令和6年1月 日

赤磐市長 友 實 武 則 様

赤磐市上下水道事業審議会
会 長 鳥 越 良 光

答 申

令和5年10月19日付け、赤上下水第237号で諮問のありました水道料金の改定について、本審議会において慎重に審議した結果、別紙のとおり実施されるよう答申いたします。

別紙

1 はじめに

水道は市民の生活や産業活動にとって不可欠なライフラインであり、将来にわたってその経営を継続し、安全な水を安定的に供給し続けなければならない。

赤磐市水道事業では「赤磐市水道事業ビジョン・経営戦略」に基づいて、水道施設の更新・耐震化整備を進めており、赤磐市における令和4年度末の水道の給水人口は43,043人、給水区域内人口43,339人に対して普及率は99.32%となっている。

水道事業は公営企業法により独立採算の原則に基づき、使用者より納めていただく水道料金を基本として運営している。そのため、経営の基盤となる水道料金は、使用者に対して公平な負担となるよう配慮を行いながら、適正な受益者負担の原則のもと、一層安定した経営が将来的に確保できることが必要である。

2 答申事項

水道料金の設定は、受益者負担の原則に則り、公平な負担を求めるものでなければならず、かつ中長期的に健全な経営ができるように、経営基盤が安定する収入を確保できる適正な水準を確保すべきである。

(1) 水道料金の現状

現行の水道料金は、平成17年の市町村合併に伴い、水道料金統一とともに見直されたものである。料金体系は口径別料金体系であり、口径別に基本料金と従量料金を徴収する二部料金制を採用している。基本料金は口径別に料金を設定している。一方で従量料金は、基本水量を超える使用量に対して超過単価を乗じた超過料金を徴収する方式を採用している。また、この超過単価は使用量が多くなるほど高くなる逓増型を採用している。

しかしながら、合併後18年が経過し、この間に節水意識の向上や節水機器の普及、新規企業の進出など、水道事業経営を取り巻く環境は大きく変化している。

(2) 水道料金の改定

「赤磐市水道事業ビジョン・経営戦略」に基づいて試算された水道事業の財政計画によると、令和4年度末の資金残高は約27億6,000万円、また、これまでの建設投資に伴い発行してきた企業債の残高は約6億2,400万円と年々減少しており、経営的には健全な状態を維持してきたと評価できる。

また、現行の料金水準を継続し、一定の建設投資額を計上した財政見通しでは、約3,400万円/年～約7,400万円/年の利益が見込まれており、その結果として、資金残高が増加傾向となり、企業債残高の増加も見られず、健全な事業経営を維持できる状況である。

さらに、料金水準を3.2%値下げしたシミュレーションにおいても、概ね5年程度は資金残高が横ばいで推移する見通しであり、良好な水準を維持している。このことから3.2%の水道料金の値下げは、水道事業経営に過度な負担を発生することもなく、また、昨今の物価上昇により負担が増加する市民への負担軽減の観点からも妥当なものと評価する。

(3) 水道料金の設定

水道料金の設定は、受益者負担の原則に則り、公平な負担を求めるものである。水道料金の改定においても、水道使用者にとって公平な単価設定が不可欠である。一方で、近年のコロナ禍による景気の低迷、物価上昇など、市民生活に大きな負担が生じていることも事実である。なかでも小口需要者の負担増加は明らかであり、改定には一定の配慮が必要である。

これに対して、料金改定案は全ての水道使用者に対して、基本料金を100円/月（税抜）値下げし、小口需要者となるメーター口径13mm、20mmの水道使用者には、さらに26円/月（税抜）の基本料金の値下げを行うものであり、前述した『公平な負担』『小口需要者負担軽減』を配慮した合理的な改定案と評価する。別表「水道料金表」のとおり料金改定とすることは妥当である。

3 水道事業の健全経営について

当該改定による水道料金の適正化によって、水道利用者への負担軽減を行うが、水道事業の健全な経営を継続することは不可欠である。今後も有収水量の確保や経費削減といった経営改善に向けた努力を行うべきである。また、水道事業の経営にあたっては、公営企業法に基づき企業経営の視点により運営することが重要であることから、次のとおり意見を付し、今後における水道事業の健全経営にあたり配慮されたい。

(1) 計画策定・経営状況等について

施設整備計画については「赤磐市水道事業ビジョン・経営戦略」に基づくものであり、水需要予測や設備更新予測の変化に伴い、随時見直しが必要である。

(2) 水道事業におけるコスト削減

今後安定した給水サービスを確保するためには、水道施設の計画的更新による予防保全と漏水の早期発見による事後保全が重要である。

計画的更新には、更新財源の確保と更新投資の平準化が重要であり、また、この更新財源の確保のためには維持管理等に要するコストの縮減に向けた対策を講じ、サービス水準を維持・向上させることが重要であり、適切な更新・修繕を実施されたい。

(3) 料金水準の見直し

財政見通しは人口減少や企業進出による水需要の変動は考慮されているが、今後、受水費の改定などの可能性は否定できない。このような財政シミュレーションの条件が変更となる場合などは、改めてシミュレーションを見直したうえで適正な料金水準への見直し検討が必要である。

(別表)

水道料金表

(税抜)

口径	基本水量	現行	改定案
		基本料金	基本料金
13mm	8 m ³ まで	1,391 円	1,265 円
20mm	8 m ³ まで	1,419 円	1,293 円
25mm	8 m ³ まで	1,448 円	1,348 円
30mm	8 m ³ まで	1,534 円	1,434 円
40mm	40 m ³ まで	8,600 円	8,500 円
50mm	40 m ³ まで	8,915 円	8,815 円
75mm	100 m ³ まで	23,048 円	22,948 円
100mm	100 m ³ まで	23,905 円	23,805 円
150mm	100 m ³ まで	25,715 円	25,615 円